

京都市社会福祉協議会 定款

社会福祉法人 京都市社会福祉協議会

沿 革

1. 昭和36年	3月31日	厚生省京社第104号	社会福祉法人組織変更認可
1. 昭和37年	3月22日	厚生省京社第119号	一部変更認可
1. 昭和45年	12月26日	厚生省社第832号	一部変更認可
1. 昭和48年	12月6日	厚生省社第1114号	一部変更認可
1. 昭和53年	3月15日	厚生省社第262号	一部変更認可
1. 昭和57年	6月21日	厚生省社第633号	一部変更認可
1. 昭和59年	2月20日	厚生省社第113号	一部変更認可
1. 昭和62年	2月18日	厚生省社第67号	一部変更認可
1. 昭和63年	2月9日	京都府指令3社第136号	一部変更認可
1. 平成元年	3月16日	京都府指令元社第271号	一部変更認可
1. 平成元年	12月2日	京都府指令元社第1376号	一部変更認可
1. 平成2年	6月27日	京都府指令2地福第35号	一部変更認可
1. 平成3年	6月20日	京都府指令3地福第330号	一部変更認可
1. 平成4年	7月21日	京都府指令4地福第506号	一部変更認可
1. 平成5年	3月12日	京都府指令5地福第103号	一部変更認可
1. 平成6年	6月20日	京都府指令6地福第303号	変更認可
1. 平成8年	8月28日	京都府指令8地域第942号	変更認可
1. 平成9年	7月10日	京都市指令民社審第6号	変更認可
1. 平成10年	2月27日	京都市指令民社審第48号	変更認可
1. 平成10年	6月5日	京都市指令民社審第15号	変更認可
1. 平成11年	10月26日	京都市指令保企監第53号	変更認可
1. 平成12年	3月13日	京都市指令保企監第91号	変更認可
1. 平成12年	7月3日	京都市指令保企監第20号	変更認可
1. 平成13年	4月18日	京都市指令保企監第18号	変更認可
1. 平成13年	11月29日	京都市指令保企監第121号	変更認可
1. 平成15年	3月20日	京都市指令保企監第64号	変更認可
1. 平成15年	4月1日	京都市指令保福監第2号	変更認可
1. 平成15年	6月19日	京都市指令保福監第32号	変更認可
1. 平成15年	11月7日	京都市指令保福監第78号	変更認可
1. 平成16年	3月15日	京都市指令保福監第108号	変更認可
1. 平成17年	7月1日	京都市指令保福監第47号	変更認可
1. 平成17年	12月16日	京都市指令保福監第93号	変更認可
1. 平成18年	5月8日	京都市指令保福監第23号	変更認可
1. 平成19年	5月21日	京都市指令保福監第20号	変更認可
1. 平成21年	1月28日	京都市指令保福監第62号	変更認可
1. 平成22年	1月21日	京都市指令保福監第69号	変更認可
1. 平成22年	10月14日	京都市指令保福監第50号	変更認可
1. 平成23年	8月11日	京都市指令保福監第45号	変更認可
1. 平成24年	5月30日	京都市指令保福監第22号	変更認可
1. 平成26年	6月3日	京都市指令保福監第15号	変更認可
1. 平成27年	5月12日	京都市指令保福監第18号	変更認可
1. 平成28年	7月12日	京都市指令保福監第27号	変更認可
1. 平成29年	3月13日	京都市指令保福監第301号	変更認可
1. 平成30年	6月18日	京都市指令保福監第6号	変更認可

1. 平成31年 3月 8日 京都市指令保福監第 44号 変更認可
1. 令和元年5月10日 京都市指令保福監第 47号 変更認可
1. 令和3年7月29日 京都市指令保福監第 15号 変更認可
1. 令和4年4月27日 京都市指令保福監第 8号 変更認可
1. 令和4年 8月3日 京都市指令保福監第 15号 変更認可
1. 令和5年 1月6日 京都市指令保福監第 221号 変更認可
1. 令和5年 8月1日 京都市指令保福監第 25号 変更認可
1. 令和6年 8月9日 京都市指令保福監第 11号 変更認可
1. 令和7年 5月2日 京都市指令保福監第 3号 変更認可

社会福祉法人 京都市社会福祉協議会

定 款

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、京都市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第 2 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の研究、総合的企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業
- (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (7) 共同募金事業への協力
- (8) ひと・まち交流館 京都の経営
- (9) 京都市福祉ボランティアセンターの経営
- (10) 京都市長寿すこやかセンターの経営
- (11) 桂坂野鳥遊園並びにものづくり体験館の設置運営
- (12) 児童館並びに放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業の経営（別表 1 に掲げる施設）
- (13) 老人デイサービスセンターの経営（別表 2 に掲げる施設）
- (14) 老人福祉センターの経営（別表 3 に掲げる施設）
- (15) 地域包括支援センターの経営（別表 4 に掲げる施設）
- (16) 認知症対応型老人共同生活援助事業（別表 5 に掲げる施設）
- (17) 小規模多機能型居宅介護事業（別表 6 に掲げる施設）
- (18) 居宅介護支援事業
- (19) 介護予防支援事業
- (20) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）
- (21) 法人後見事業
- (22) 生活福祉資金貸付事業
- (23) その他の生活困窮者自立支援事業
- (24) 生活支援体制整備事業
- (25) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名称)

第 3 条 この法人は、社会福祉法人京都市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、住民や社会福祉関係者とともに地域の生活課題・福祉課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を、京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員26名以上53名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事3名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 前項の規定にかかわらず、委員の全員が書面又は電磁的記録により賛成の意思表示をしたときは、評議員選任・解任委員会の決議があったものとみなす。

8 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

9 評議員の選任に関する規程は、理事会において別に定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員に対して、各年度の総額が1,500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の定数)

第18条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上25名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、6名以内を副会長、1名を常務理事とする。ただし、就任時に満80歳未満とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16の第2項第2号の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第19条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員の決議によって選任する。

2 会長は、理事による選挙により、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 理事の選任に関する規程は、評議員会において別に定める。

4 第2項の選挙に関する規程は、理事会において別に定める。

(役員の資格)

第20条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第23条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第24条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

第5章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第27条 この法人に顧問及び参与若干名を置く。

2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。

4 参与は、会長の要請によりこの法人の業務に参加する。

5 任期については、役員の任期に準ずる。

第6章 正副会長会議

(正副会長会議)

第28条 この法人に正副会長会議を置く。

2 正副会長会議は、会長及び副会長、常務理事、その他会長が認める者で構成する。

3 正副会長会議は、会長を補佐し、この法人の運営に関する全般的事項及び委員会に属さない事項を審議する。

4 正副会長会議は、会長が招集する。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 会員

(会員)

第35条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第9章 委員会

(委員会)

第36条 この法人に委員会を置く。

2 委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

3 委員会に関する規程は、評議員会において別に定める。

第10章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第37条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員若干名を置く。

3 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下（施設長等）という。）は、理事会において、選任及び解任する。

4 施設長等以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局及び職員に関する規程は、理事会において別に定める。

第11章 資産及び会計

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金1億円

(2) 土地

①京都市西京区御陵北大枝山町1番地100他（別表7のとおり）桂坂野鳥遊園敷地（273,737㎡）

②京都市西京区樫原百々ヶ池1番32他（別表8のとおり）（751,94㎡）

(3) 建物

①京都市西京区御陵北大枝山町1番地100所在の木造スレート・瓦葺2階建（桂坂野鳥遊園事務所・工作室280,84㎡）

②京都市西京区樫原百々ヶ池31番地18、1番地32、31番地20所在の鉄骨造3階建（グループホーム859,32㎡）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第39条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、京都市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、京都市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る）

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第41条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第43条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第44条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第45条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第46条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第12章 解散

(解散)

第47条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第13章 定款の変更

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、京都市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を京都市長に届出なければならない。

第14章 公告の方法、その他

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、社会福祉法人京都市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会及び評議員会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。但し、この法人の設立後、6月以内にこの定款に基き役員の選任を行うものとする。

設立当初の役員	会 長 (理事)	内 藤 清次郎
	副 会 長 (")	石 田 芳之助
	副 会 長 (")	北 村 金三郎
	理 事	秦 隆 真
	"	本 郷 卯一郎
	"	土 坂 龍之助
	"	高 原 美 忠
	"	中 川 喜 久
	"	富 部 五 郎
	"	川 井 正 雄
	"	田 村 義 雄
	"	黒 田 誠 一
	"	舩 橋 求 己
	常務理事	北 本 揚次郎
監 事	大 角 正 一	
	"	小 西 てい子

別表1 児童館

施設名	所在地
京都市紫野児童館	京都市北区紫野雲林院町4番地の1
京都市西賀茂児童館	京都市北区大宮薬師山東町1番地の17
京都市紫竹児童館	京都市北区紫竹下園生町2番地
京都市上賀茂児童館	京都市北区上賀茂烏帽子ヶ垣内町2番地
京都市上京児童館	京都市上京区今小路通御前通東入西今小路町7番地
京都市高野児童館	京都市左京区高野西開町5番地
京都市吉田児童館	京都市左京区吉田中阿達町3番地の15
京都市松ヶ崎児童館	京都市左京区松ヶ崎小竹藪町3番地の3
京都市養正児童館	京都市左京区田中玄京町30番地
京都市白川児童館	京都市左京区浄土寺真如町1番地の2
京都市市原野児童館	京都市左京区静市市原町2番地の2
京都市じゅらく児童館	京都市中京区聚楽廻松下町9番地の4
京都市清水児童館	京都市東山区清水五丁目1番地の8
京都市百々児童館	京都市山科区西野山欠ノ上町6番地の10 花山神社境内
京都市山階児童館	京都市山科区竹鼻四丁野町4番地の3
京都市小野児童館	京都市山科区小野蚊ヶ瀬町1番地
南大内児童館	京都市南区八条寺ノ内町5番地
京都市山王児童館	京都市南区東九条南山王町5番地の5
京都市唐橋児童館	京都市南区唐橋西寺町6番地
京都市山ノ本児童館	京都市南区上鳥羽山ノ本町3番地の4
京都市洛陽児童館	京都市南区吉祥院定成町3番地
京都市梅津児童館	京都市右京区梅津中村町3番地の5
京都市嵯峨児童館	京都市右京区嵯峨折戸町2番地の9
京都市葛野児童館	京都市右京区西京極葛野町3番地
京都市西京児童館	京都市西京区上桂前田町2番地の2
京都市樫原児童館	京都市西京区樫原山路1番地の10
京都市大枝児童館	京都市西京区大枝塚原町4番地の63
京都市境谷児童館	京都市西京区大原野西境谷町三丁目5番地
京都市桂川児童館	京都市西京区桂上野西町2番地の3
京都市春日野児童館	京都市伏見区日野林4番地の12
京都市藤森竹田児童館	京都市伏見区竹田醍醐田町1番地の5
京都市醍醐中央児童館	京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1
京都市辰巳児童館	京都市伏見区醍醐東合場町2番地の8

別表2 老人デイサービスセンター

施 設 名	所 在 地
京都市衣笠老人デイサービスセンター	京都市北区平野上柳町28番地の24
京都市出水老人デイサービスセンター	京都市上京区日暮通下立売上る西入る分銅町556番地
京都市仁和老人デイサービスセンター	京都市上京区御前通一条下る東堅町132番地の1
京都市左京老人デイサービスセンター	京都市左京区高野西開町5番地
京都市御池老人デイサービスセンター	京都市中京区御池通柳馬場東入東八幡町579番地
京都市東山老人デイサービスセンター	京都市東山区渋谷通本町東入4丁目鐘鋳町415番地の4
京都市山科老人デイサービスセンター	京都市山科区西野大手先町2番地の1
京都市下京老人デイサービスセンター	京都市下京区花屋町通室町西入乾町292番地
京都市陶化老人デイサービスセンター	京都市南区東九条東札辻町6番地の1
京都市太秦老人デイサービスセンター	京都市右京区太秦森ヶ前町22番地の3
京都市御室老人デイサービスセンター	京都市右京区花園天授ヶ岡町3番地
京都市葛野老人デイサービスセンター	京都市右京区西京極葛野町3番地
京都市西京老人デイサービスセンター	京都市西京区上桂前田町29番地の2
京都市伏見老人デイサービスセンター	京都市伏見区紙子屋町544番地
京都市醍醐老人デイサービスセンター	京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1

別表3 老人福祉センター

施 設 名	所 在 地
京都市北老人福祉センター	京都市北区紫野雲林院町44番地の1
京都市上京老人福祉センター	京都市上京区今小路御前通東入西今小路町797番
京都市左京老人福祉センター	京都市左京区高野西開町5番地
京都市中京老人福祉センター	京都市中京区壬生坊城町48番地の3
京都市東山老人福祉センター	京都市東山区清水五丁目130番地の8
京都市山科老人福祉センター	京都市山科区栂辻西浦町41番地の107
京都市山科中央老人福祉センター	京都市山科区西野大手先町2番地の1
京都市下京老人福祉センター	京都市下京区花屋町通室町西入乾町292番地
京都市南老人福祉センター	京都市南区吉祥院西定成町32番地
京都市右京中央老人福祉センター	京都市右京区太秦森ヶ前町22番地の3
京都市右京老人福祉センター	京都市右京区鳴滝宅間町14番地の2
京都市西京老人福祉センター	京都市西京区上桂前田町29番地の2
京都市洛西老人福祉センター	京都市西京区大原野西境谷町2丁目14番地の4
京都市伏見老人福祉センター	京都市伏見区紙子屋町544番地
京都市醍醐老人福祉センター	京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1

別表 4 地域包括支援センター

施 設 名	所 在 地
京都市仁和地域包括支援センター	京都市上京区御前通一条下る東堅町132番地の1
京都市御池地域包括支援センター	京都市中京区御池通柳馬場東入東八幡町579番地
京都市東山地域包括支援センター	京都市東山区渋谷通本町東入4丁目鐘鋳町415番地の4
京都市陶化地域包括支援センター	京都市南区東九条東札辻町6番地の1
京都市葛野地域包括支援センター	京都市右京区西京極葛野町3番地

別表 5 認知症対応型老人共同生活援助事業

施 設 名	所 在 地
グループホームかたぎはら	京都市西京区樫原百々ヶ池町31番地の18

別表 6 小規模多機能型居宅介護事業

施 設 名	所 在 地
小規模多機能かたぎはら	京都市西京区樫原百々ヶ池町31番地の18

別表 7 基本財産土地一覧 (1)

所 在 地	地 番	地 積
京都市西京区御陵北大枝山町	1 番地 6 4	5 6 3 3
京都市西京区御陵北大枝山町	1 番地 6 5	1 3 3 8
京都市西京区御陵北大枝山町	1 番地 6 8	1 1 1 1 7
京都市西京区御陵北大枝山町	1 番地 1 0 0	8 3 7 6 7
京都市西京区御陵北大枝山町	1 番地 1 0 3	1 9 8 3
京都市西京区御陵北大枝山町	1 番地 2 0 2	1 0 7 7
京都市西京区御陵北大枝山町	1 番地 2 1 3	3 4 2 5 7
京都市西京区御陵北大枝山町	1 番地 2 4 4	1 9 2
京都市西京区御陵北大枝山町	1 番地 2 5 1	1 6 5 1 3
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 6	9 0 4
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 7	1 5 5 5
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 9	8 5 0 1
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 1 0	2 5 6 8
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 1 1	4 1 0 2
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 2 3	1 0 0 5
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 3 1	7 1 9 9
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 3 2	3 8 2 4
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 3 3	2 3 8 0
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 3 4	9 5 8 6
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 3 8	1 5 6 8 9
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 3 9	3 8 0 8
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 4 2	6 4 2 6
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 4 3	4 9 7 8
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 4 4	1 4 9 9 7
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 5 7	4 8 8 9
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 6 5	9 0 7
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 6 6	2 3 8 0
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 6 7	1 4 6 4
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 6 9	2 4 7 9
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 7 1	9 9 1
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 7 2	1 9 8 3
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 7 3	1 4 8 7
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 7 4	4 9 5 8
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 7 7	9 9 1
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 8 6	9 9 1
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 8 7	9 9 1
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 9 0	2 9 7 5
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 1 0 6	1 6 8 9
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 1 0 7	1 1 1 4
京都市西京区御陵北大枝山町	2 番地 1 2 1	4 9

別表 8 基本財産土地一覧（2）

所 在 地	地 番	地 積
京都市西京区樫原百々ヶ池	1 番 3 2	1 7 7 . 2 0
京都市西京区樫原百々ヶ池	1 番 3 3	3 2 . 0 0
京都市西京区樫原百々ヶ池	3 1 番 1 8	3 2 0 . 9 9
京都市西京区樫原百々ヶ池	3 1 番 1 9	7 . 1 0
京都市西京区樫原百々ヶ池	3 1 番 2 0	1 9 6 . 6 5
京都市西京区樫原百々ヶ池	3 1 番 2 1	1 8 . 0 0